

国民年金保険料の収納業務について民間委託が拡大されます

北海道内では、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話や文書による納付督促」や「戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。

平成 20 年 10 月からは、現在の 6 カ所から 12 カ所の社会保険事務所に実施が拡大されます。

従来、官庁が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたもので、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付案内を行っています。（民間委託は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第 33 条に基づいて実施しています。）

実施期間 平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日（本町については、平成 20 年 10 月 1 日から）
委託事業者 株式会社 オリエントコーポレーション

注意点

民間事業者の担当者が保険料をお預かりして保険料を収納する場合には、必ず被保険者が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして領収書を発行することはありません。

民間事業者に提供する個人情報、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに取扱事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁独自の取扱規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

問い合わせ先 保健福祉課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

乳幼児医療費助成事業の助成拡大について

町では小学校就学前までの乳幼児を対象に医療費を助成してきましたが、平成 20 年 10 月診療分から、小学校就学児童の入院時の医療費を助成します。

ただし、お子様が入院された場合のみ受給者証の交付申請手続きが必要となります。

【拡大される助成範囲】

町内に居住し、健康保険に加入している小学校就学児童
入院時のみ

【自己負担】

住民税課税世帯 健康保険適用となる医療費 1 割

住民税非課税世帯 初診時一部負担金
(医科 580 円・歯科 510 円)

問い合わせ先 保健福祉課介護医療係 ☎ 52 - 2211

重度心身障害者医療費助成事業の対象者拡大について

町では平成 20 年 10 月診療分から重度心身障害者医療費助成事業の対象者に精神保健福祉手帳 1 級の所持者（助成は通院のみ）が新たに加わります。

【助成範囲】

精神保健福祉手帳 1 級の所持者は通院のみ

【自己負担】

住民税課税世帯

健康保険適用となる医療費 1 割

住民税非課税世帯

初診時一部負担金（医科 580 円・歯科 510 円）

問い合わせ先
保健福祉課介護医療係 ☎ 52 - 2211

油漏出事故の発生について

家庭や工場などで、油を貯蔵するタンクの破損や配管の腐食により、地中や側溝へ油が漏れ出す事故が多発しています。流出した油の処理として、油で汚染された土砂の除去等を行う必要がありますが、その処理に要する多額の費用は原因となった方の負担になります。油を流出すると、土壌のほか地下水や河川を汚し、他の利用者にも支障を与えることとなりますので、タンクや配管の点検を行うなど、油の管理に注意しましょう。また、万一、事故が発生した場合は、速やかに役場および消防へ連絡してください。

問い合わせ先

建設課環境衛生係 ☎ 52 - 2179

山菜採りに伴う事故防止について

山菜取りの心構え 5 か条

家族等に行き先と帰宅時間を知らせましょう

単独での入山を避け、二人以上で声を掛け合い位置を確認しましょう

服装は目立つ色にしましょう

携帯電話や非常食、熊よけのための鈴やラジオ等を携行しましょう

迷ったときには無理をせず、落ち着いて行動しましょう

ヒグマに注意！

山に入る前には、地元の人に聞くなど、熊の出没情報に気をつけましょう

「熊出没注意」の看板のある場所には入らない

熊の足跡や糞を見たときは、すぐ引き返しましょう

上川支庁環境生活課道民生活係 ☎ 0166 - 46 - 5919